

## ドイツ民主共和国における法制度の生成と発展

清水 誠

〔本稿は一九七一年九月二五日に早稲田大学比較法研究所で行なった報告に若干の修正を加え、注を追加したものである〕

### 一 報告の目的

まず報告の目的というのですが、今日この話をせよという御依頼の趣旨は、東西両ドイツ法の比較ということだと思えますが、現在の準備ではとてもそこまでこなしきれません。そこで、戦後東ドイツにおける法制度の生成発展の概要を、お話しするという事で責をふさがせていただきますと思います。たいへん広いだけで、浅い話になると思います。既によく御存知の方には失礼になるかと思いますが、その点もお許しいただきましたと存じます。

ドイツ民主共和国における法制度の生成と発展

私は元来民法の専攻でありまして、ドイツに重点を置いて勉強してきたわけですが、そのドイツに於きましては第二次大戦後、東西への分断という事態が起きまして、われわれ研究している者の立場からしますと、いわば自分が乗っている氷が左右に二つに割れたようなものであります。しかもその二つの氷がだんだん離れていきまして、できれば両足を両方にかけて立っていらればいいんですが、両方にかけてはいろいろな状態に離れていく。非常にコンパスの大きい人はまだ我慢できると思いますが、そうもいかないということで、私は結局東ドイツの方に重点を置いて勉強することになってまいりました。いうまでもなく日本とドイツは社会制度、社会構造と異なりますか、あるいは法律制度、いずれの面におきましても非

常に似た面をもっております。このドイツが戦後まったく異った二つの道を歩んでいるということですので、この比較対照はほかにこれほどおもしろいものはないぐらいに興味があるのではないかと思うのであります。そこで、内容は大変つたないのですが、以下東ドイツの歩みについてのごく概要をお話させていただきます。

はじめにこのドイツ民主共和国 (Deutsche Demokratische Republic) 略してDDRという呼び方をすることもあるかと思いますが、この国についての実感をもって頂くために、大ききの比較をしておきたいと思ひます。DDRは面積は一〇万八一七三平方キロメートル、人口は一七〇六万人、これは一九七〇年中頃の数字であります。それから西ドイツ、ドイツ連邦共和国の面積は二四万八〇九一平方キロメートル、人口は五八七一人、これは一九六九年の数字です。地形で申しますと、西ドイツは西側から東ドイツを半分かかえるような形になっております。両方の面積を合わせまして三五万平方キロメートル余です。日本の面積は三七万平方キロメートルでありますから、これよりやや小さい。DDRはそのまた三分の一弱であります。それから人口の比率は、東西合わせた七五〇〇万余のうちDDRの人口は五分の一という割合であります。ところで、DDRの面積を日本で考えてみますと、北の方からとるのが実

感が出ますので、まず北海道の方からみてみますと、北海道だけでは足りませんが、青森と岩手を足してもう少し秋田県の半分位を足しますと、だいたいDDRの面積になります。要するに非常に小さい国という実感も、御存知とは思いますが、もっていただく必要があると思ひます。日本の三分の一弱の面積、六分の一の人口の国であります。この国に於いて、一九四五年、文字通り焼け野原の状態であったとき以来二十六年間、どのような社会発展が行なわれたのか、その中における法制度の変化発展はどのように行なわれたのかということを検討することは非常に興味があると思ひます。

## 二 戦後ドイツにおける政治過程の概要

まず戦後ドイツにおける政治過程の概要をなごめる必要があると思ひます。ドイツの戦後史は一九四五年五月八日におけるヒトラー軍の無条件降伏ではじまるということになっていきます。形の上では確かにそうですが、東ドイツの場合にはそれ以前から、主にソビエトに亡命して活躍していたドイツ人たちの活動、具体的には国民委員会「自由ドイツ」と訳せると思ひますが、Nationalkomitee "Freies Deutschland" という組織が形成されていたわけですが、この委員会の活動までさかのぼる必要があると思ひます。いわば前史を重視する必要がある

と考えております。この年の四月三〇日はベルリン陥落の日であります。御承知のように、国会議事堂にソビエト軍の旗が翻った日でありますが、ちょうどその同じ日にカラウ (Catan) という東の国境に近い所にある町に現在国家元首の地位にあるウルブリヒト、それから現在も外務大臣の地位にあるウィンツァといった国民委員会のグループの人たちが、ソビエト軍の飛行機で着陸をいたします。そして、ただちに活動を開始する。現在社会主義統一党の第一書記になりましたホネカーという人はこれまでドイツで捕われの身であったのですが、この時釈放されたばかりで、ただちに合流して活動を開始したということになっております。この事柄は、その後の今日までのDDRの歴史を見た場合に非常に象徴的な出来事のように思います。その後の改革の中で占領軍であったソビエト軍の影響が強かったことは確かであります。しかし、どの場合においても必ず、この人達といいますが、ソビエトその他の異郷の地で苦闘していたドイツ人達によって練られてきたヒットラー打倒後の民主ドイツ建設の構想というものがあつたということがいえると思えます。具体的には後でもべます土地改革について私はそれを痛感したことがあります。最初しらべているうちにもっばらソビエト軍の指導のもとに土地改革が行なわれたように思っていたのですが、その後ドイツ側で土地改革の中心になったヘルン

ドイツ民主共和国における法制度の生成と発展

レという人についての資料がいろいろ刊行されてまいりました<sup>(2)</sup>。それを読んでいますと、けつして一方的なソビエト軍のインシアティブによるものではなく、このヘルンレをはじめとする人達が非常に苦しい境遇の中で、戦後改革をこう行なうという非常にはつきりした方針を立てていて、それを実現していった経過という側面がわかってきました。そういうことからいまいました前史が重要だということも感ずるわけであります。

七月一七日から八月二日までポツダムに於ける米ソ英仏の四国会談が行なわれ、八月二日いわゆる「ポツダム協定」が成立いたします。この会談の途中で日本向けの「ポツダム宣言」もいわば副産物として発せられますが、主としては、このヨーロッパにおける戦後処理の問題を定めた「ポツダム協定」というものを議したのが、この会談であるわけです。細かい点は別にして、このポツダム協定の精神はファシズム軍国主義の打倒と反ファシズム民主的平和ドイツ建設という二つの柱の上に建てられていたということができます。この二つの目標は四カ国が加わつた協定自体の中で文章として明確に表現されている事柄であります。このポツダム協定で立てられた目標が、DDRのほうでは、頑固なほどという感じで守られている。いまだにこの二つの目標ということはお題目のように唱えられつづけているのに対して、西ドイツのほうではこのポツダム協定の精

神というものは客観的な事実として無視された、場合によっては敵視されたと考えられます。この点で引合いに出されるアデア・ナウアーの有名なことばがあります。「戦後ドイツ人にとっての禍いの根源はポツダム協定である」というものですが、そういうとらえ方が西側では確かになされてきたと思います。この違いというのが出発点の時点の一つの問題としてあるように思います。

そこで、DDRが建国される一九四九年までの四年間は基本的にこの反ファシヨ・民主的変革というものの遂行期といつてよいと思われれます。ところが、まさにこの時期の終りにドイツ民族にとって大きな不幸である分断(ドイツ語ではSpaltung)といえます。分断というより分断と訳しておきたいと思えます)が生ずるのであります。この分断を決定的にしたのが、一九四八年三月のロンドンにおける西側の外相会議であります。この会議で西側英米仏の三占領地区の統合と、西ドイツ国家を東側と切り離して形成するという方針が決められます。同時に、この時まで活動していた連合国管理理事会(ドイツ語でKontrollrat 略してKRといい、この管理理事会が発した法律をKontrollratsgesetzと云ふ、KR Gと略します)が分裂して、機能を停止したわけでありました。続いて六月二〇日に西ドイツで通貨改革が行なわれ、これはいわば経済的分断をもたら

したものであります。一九四九年五月二三日ボン基本法が成立しまして、それに基づいて九月一二日にドイツ連邦共和国(BRD)が西ドイツ国家として成立します。この進行に対抗しまして東ドイツ側では、統一という目標を最後まで棄てずに、人民会議とか人民評議会などの、たてまえとしては一応全国的な基盤をもった会議体を中心とする努力が重ねられていたわけですが、最後の段階で統一の道が断念されまして、一九四九年五月三〇日にDDR憲法が成立して、一〇月七日に発足する。こういう経過をたどります。これがいわば政治的あるいは法律的ともいってよい分断の完成ということになると思えます。一九五一年の西ドイツの刑法改正でちょうど日本の破防法に当ります国家危殆罪の規定が設けられます。それがその後日本の破防法と違ひまして非常に多くの適用を見るわけでありましたが、一九五六年になりまして共産党の禁止判決、これはボン基本法の規定で憲法裁判所がこういう問題を判断することになっていまして、禁止判決が出ます。これらはいわば思想的分断をもって仕上げを行なったものといえるのではないかと思います。一九五四年がパリ条約の年ですが、翌五五年にドイツ連邦共和国はNATOに加盟いたします。同時に主権回復の措置がとられるわけですが、対抗して東ドイツの方はワルシャワ条約に加盟するということとなります。かくして軍事的な意味における東西

ドイツの分断・対立ということになります。一九五五年の一月六日にDDRとソビエトとの間の条約が結ばれて、すでに一九五三年から主権拡張措置は段階的にとられていたわけですが、ここで完全な主権回復の効力を生じます。東西いずれの場合にも御承知のように講和条約自体はまだ成立していないわけですが、東西それぞれにおいて新しくできた国家に主権をもどす措置はとられているわけであります。このあと一九六九年一〇月に社会民主党のブランド政権が、西ドイツで成立いたしました。まだ記憶に新しいことですが、六九年から七〇年にかけて東西両首相の会談が行なわれます。ごく最近のこととして九月三日に四カ国協定が四国の大使によって仮調印されたわけであります。あの時の調印会場がかったの管理理事会の建物であるということが新聞でも報道されていましたが、なかなか象徴的な事柄だと思われます。かつてソビエトと西側三国が袂をわかつて四国共同管理の機能が停止して以来、この時はじめて、所も同じその同じ建物の中で、四カ国の合意が仮調印をみたというわけで、このあとの政治的な発展というものはまさに注目されるところであります。また同時に、そこには予測しがたいものがありますので、これから注目していきたいと考えるわけであります。

#### ドイツ民主共和国における法制度の生成と発展

### 三 ドイツ民主共和国の経済計画

つぎに、DDRの経済発展を見ておく必要があると思いが、<sup>3)</sup>ここでは経済計画の概要のみをのべておきたいと思いが、一九四九年が建国の年でありますが、建国後すぐに開始されたものが二カ年計画であります。一九五〇年に戦前水準がほぼ回復されたということになっております。ということになっているというのは、どういう比較をして戦前水準が回復されたと判断するかについては、いろいろ問題があるところだと思われます。五〇年に戦前並みになったとは考えられないような気がする点もかなり多いわけなのですが、戦後の経済発展の中で公式に叙述されている歴史段階区分の中では、一九五〇年は戦前の水準を回復した年という規定を与えられているという意味であります。しかるべき根拠なり観点があつたうえでそういう規定がなされているのだと思いが。一九五一年から第一次五カ年計画がはじまります。一九五二年が、いま申したのと同じような意味においてですが、戦後時期区分の中で社会主義建設開始の時点とされている年であります。つぎに、一九五六年から六〇年までの第二次五カ年計画が実施されます。そして、一九五八年に第五回のSED大会が開かれます。このSEDというのは、ドイツ社会主義統一党という意味ですが、戦後まもなく共

産党と社会民主党が合同して成立した現在の支配的政党であります。このSEDの第五回大会におきまして、社会主義の基礎は確立したという確認が行なわれます。先程から申しています時期区分もこのSEDの大会における状態分析と判断が基礎になるわけですが、党大会で一九五八年が社会主義の基礎が確立した年とされたというわけであります。一九五九年に、ここは一年繰り上げになっているわけですが、第一次七カ年計画が開始されます。その途中の一九六三年の第六回大会で新綱領が採択されますが、そこで設定された課題は社会主義の全面的建設という課題であります。「全面的」のこの言葉は、umfassendで、むしろ包括的とも訳したほうがいい言葉かもしれません、いろいろな意味内容からいって全面的というほうが適切ではないかと思ひます。要するに社会の隅々までくまなくという意味に使われていると思ひます。包括的といつても同じかもしれませんが、ともかくそういう課題を設定いたします。第一次七カ年計画はやはり一年早く切り上げられて、一九六七年から第二次七カ年計画となります。六八年の第七回大会で社会主義の新経済システムの採用が決定されます。この新経済システムというのが非常に解りにくいもので、我々にとっての研究課題だと思ひます。原語は Neues Ökonomisches System des Sozialismus で、略して NÖS とするのであります。

すが、これは社会主義経済におけるかなり大きな意味を持つ轉換だと思ひます。他の国でも問題になっておりますが、東ドイツではこの時に正式決定をみまして、それに基づいてたてられて現在開始されているのが、七一年からの Perspektivan というもので一応「展望計画」と訳せるのではないかと思ひます。従来の方式がかなり大幅に改められまして、この新経済システムでは、展望計画といういわば長期計画と、それから「年次計画」 Jahresplan と、それから Prognose というのですが「将来予測」という三本立てで計画が立てられまして、非常に弾力的な形で全体の経済指導が行なわれることになった、簡単にいえばそういうことではないかと思ひます。だいたい経済計画の面からいいますとそういう発展をたどってきたものであります。今年（一九七一年）の六月一五日から一八日までSED第八回大会が行なわれましたが、これらの資料はいまのところ一部は手に入れながらまだ充分しらべておりませんので、ここまでにさせていただきますと思ひます。

#### 四 憲法上の発展

つぎに、以上のような発展過程の中で、法的にはどのような変化発展が見られたかということ、私にとって可能ないくつかの角度から眺めてみたいと思ひます。まず中心をなす指標と

して憲法上の発展を見てみたいと思います。まず、DDR建国の基本となったのが一九四九年一〇月七日の憲法であります。<sup>(4)</sup>これは、一口でいえば人民民主主義憲法の範疇に属するものでありまして、一九四五年から四九年までの四年間に行なわれた諸改革、非ナチ化、民主化および独占と大土地所有の解体ということに要約される改革成果の憲法上の確認という意味をもち、合わせて社会主義への道を展望したものといつて良いと思います。そして、その後の重要な憲法上の変更としては二つあります。一九五二年七月二三日の法律によるものが第一でありまして、従来の五つのラント（なかには Provinz という呼び方をされているものもあります）を一五の地区（Bezirke）に再編成するというものがあります。DDRは現在十五の地区とその下に二一六の郡（Kreise）があるという行政区画に分かれております。この訳語がじつは問題でして、私は自分の言葉の感じによりまして、といつても自分の語感が正しいという気は全然ありませんが、Bezirke の方を地区と訳して、Kreise を郡と訳しているのですが、ここはやや問題があるところであります。具体的に申しますと、この新しい行政区画は従来のラントの境界とはまったく無関係に新しく区分けしたものであります。ごく一部だけ昔の境界と一致している所があります。要するに従来の行政区画をまったく無視して新しい観点から合理的に区分

ドイツ民主共和国における法制度の生成と発展

し直しているものであります。この時の法律は行政区画の点だけではなくて、中央および地方行政制度の大変革という意味を持っておりますので、独立に検討に値するものではないかと思えます。二番目は一九六〇年九月一二日の法律ですが、大統領制を廃止しまして国家評議会（Staatsrat）の制度を採用したものであります。これは初代大統領のビークの死亡をきっかけとしておりまして、この改正に基づいて国家評議会ができ、その議長、これが元首であります。これにウルブリヒトが就任いたします。その点から見ますと非常に偶然的かつ個人的な出来事のような印象を私自身も当時は受けました。しかし、今から考えますと、この変革つまり大統領制から国家評議会という人民議会から選出される常任の幹部会という性質を持つ国家機関制度への移行というのはやはりそれなりの必然性をもっていったことであるという感じがいたしております。

かくして、つぎに一九六八年四月八日に新しい憲法が制定され<sup>(5)</sup>ます。これは、確立したところの社会主義的生産関係に基づき社会主義の全面的建設からその完成へと向かうという時期設定および目標設定を受けている時期であります。この時期に当って一九四九年の憲法ではもはや不十分となった、新しい社会的諸関係に適合した憲法を必要とするようになった、一口に言えば社会主義憲法をつくる必要がある、ということによって提案さ

れ、採択されたものであります。この憲法について特に指摘しておきたいことは、第一点はこの憲法草案に対する全国的討議が行なわれたことであります。七百万部の草案が印刷されて全戸に配布されたといわれておりますが、そのことをはじめとして、全国民が、文字通りそうであったかどうかは別として、少なくとも形の上では憲法草案の討議に参加したということであります。DDRでは、このあとで触れます労働法典の場合にも、また家族法典の場合にも、重要な法律草案の場合には、常にそうなのですが、広範な国民的討議が組織されます。この立法過程における人民討議と申しますか、徹底的民主化への志向がみられる。それが実質的にどこまで実現されているかはいま申しましたように別としまして、徹底的な民主化を立法手続においても志向しているということが第一点であります。二番目に内容的に申しますと、この憲法は非常に新しいモードと申しますか、モードと申しますか、そういうものをもったものだという感じをうけます。この憲法のうたい文句、あるいは代名詞のように使われている言葉は、「自由と人間性のドイツ憲章」(Deutsche Charta der Freiheit und Menschlichkeit)と

う言葉でありますが、人間の尊重と人権の擁護という点に相当の力点を置いております。それからまた社会主義的人間共同体(die sozialistische Menschengemeinschaft) という言葉が

登場しまして、その目標を高くうたいあげているという特徴を持っているように思います。以上二つの憲法を目印としましてDDRの法制度は発展するわけですが、とても全体の概観はできませんので、ここでは主として戦後日本における諸改革と対応する諸問題にしばってとりあげてみたいと思います。

## 五 土地改革

まず土地改革であります。戦後間もない一九四五年の九月に開始されまして、まさに疾風怒濤の勢いで遂行されたのがこの土地改革であります。その内容は、一つは戦犯とナチ党の指導者、活動家、もう一つは一〇〇ヘクタール以上の大土地所有者、この二つのカテゴリーに属する者が有する森林を含む土地、それから土地以外の生産手段、そういうた農業用財産を無償没収するというものであります。このようにきわめて徹底した改革が翌年の一九四六年の初めには基本的には終了したというふうにいわれております。そのスピードの迅速さは目をみはるようなものだったと思われます。これらの没収された土地は勤労農民に対して低い代価で売り渡されます。その時の分配の標準がだいたい一〇から二〇ヘクタールであります。すなわち、まったく土地を持っていない人にはそれぐらいの面積が売り渡され、たとえば五ヘクタールぐらい持っている人には足り

ない分が売り渡されるという、そういうことであります。それにより一〇から二〇ヘクタール規模の勤労的土地所有 *Arbeits-  
eigentum an Grund und Boden* が広範に成立をしたわけ  
あります。<sup>(7)</sup> 日本との違いは、いうまでもなく、無償没収である  
ということと土地以外の生産手段を含むということに認められ  
るのであります。西ドイツの土地改革と比較してみますと、  
西ドイツの土地改革は日本に比べても、さらに不徹底なもので  
ありまして、この三者の比較はなかなか興味のあることだと思  
います。<sup>(8)</sup>

一九四七年二月二〇日に先ほど申しました管理理事会法 (K  
R G) 第四五号が発せられます。管理理事会が分裂する以前は  
こういう法律が出されていたわけですが、この四五号の内容は  
ナチスが制定していた世襲農場法の廃止、そして農地所有に関  
する法律状態をそれ以前にもどすというものであります。しか  
し、これはもどしつばなしにすると困るのであります。これ  
は世界の各国が当面していた問題であります。農地所有の細  
分化を防止する必要があります。そこで細分化防止のための立  
法は各地区で行なえという内容を持った法律であります。この  
管理理事会法四五号というものが、東ドイツでは、今申しまし  
た勤労的土地所有の保護という機能を営みます。営むというよ  
り、そういう趣旨に受けとめられて運用されたといった方がい

いかもしれません。西ドイツの場合には大土地所有がほとんど  
保存されたままで、この管理理事会法に基づく一子相続立法へ  
とつながっていくという経過をたどります。こういった比較は  
非常に興味のあるところだと思います。<sup>(9)</sup> 四カ国合意の上ででき  
た占領政策といってよい管理理事会法四五号が、同じ内容を持  
ちながら東西で別の意味づけを与えられて機能していくとい  
う、これは一つの例であります。

それからもう一つの D D R の側の農業問題のその後の歩みの  
特色は、いま申しました土地改革にやや間を置いて接続しまし  
て、一九五二年に開始された集団化であります。<sup>(10)</sup> 集団化とい  
ますのは、具体的には、農民たちを農業生産協同組合 (Land-  
wirtschaftliche Produktionsgenossenschaft: LPG) <組織  
化するという意味であります。この L P G の設立が一九五二  
年に開始されて一九六〇年に百パーセント化が達成されたとき  
れております。この L P G には一型、二型、三型と三つの型が  
ありまして三型の方が高度の集団化という性格を持っておりま  
す。たとえば土地だけを出資するのが一型で、三型になります  
と生産手段のほとんどすべてをその L P G に出資することにな  
るわけがあります。一九六四年以来三者の中では次第に三型が  
増加しているという現象が見られます。ただこの点は三型に移  
行させるという政策が明確にとられているわけではないという

印象を私はおつておりますが、しだいに増加するという現象は見られます。それにも関連して最近強調されているのは、これもどう翻訳したらいいか迷うのですが、「共同」といいますか「協力」といいますか、Kooperationということが非常に強調されています。東ドイツでは、これも一例ですが、従来からある言葉が全く新しい意味内容を与えられて使われるということが多く、我々非常に迷うわけであります。ここ数年米コオペラチオンという言葉にはしよっちゅうぶつかります。農業の問題に関連しては、例えば一型のLPGがそのあたりにいくつも存在しているという場合に、その近辺のLPG間のコオペラチオン関係をもっと高めろという形で強調されるわけであります。必ずしも形の上での三型への移行(II合併)をすすめるのではなくて、実際の運用の面でコオペラチオンということが強調されているということであります。五につきましてはこれぐらいでとめておきたいと思いますが、要するにこういった東ドイツにおける土地ないし農業政策の発展というものは、西ドイツにおけるいわゆる農業構造改善政策、それにならった日本の同じ名称の政策がありますが、これと比較する必要があるにあらうように思います。日本などでは端的にいうと、農業構造改善というものが、結局は農業破壊、農業経営破壊につながっているということが否めないのですが、そのあたりを問題にしなから相

互比較してみるのには重要なテーマではないかと思えます。

## 六 経済改革

つぎの経済改革に進みますが、まず一九四五年一〇月にS.M.A.D. (Sovietische Militäradministration Deutschlands 在ドイツソビエト軍政部)の命令一二四号、一二六号でナチスト所のおよび戦争犯罪責任のある者の所有する企業財産が差し押えられます。差押対象の標識はこの二つなのですが、とくにあとの方の標識で独占企業は全部入ってしまうことになるわけです。ただ、独占という表現は使われないで戦争責任という表現が使われているわけです。要するに企業財産の差し押えが行なわれたわけですが、中小企業はかなり多く残ったと考えられます。これはあとでふれますが、一九四六年の三月にやはり一連のS.M.A.D.の命令でこれらの財産がドイツ側の行政体に移管されます。D.D.R.が建国されるまでの間にも、最初は地方的にですが、次第にドイツ人自身による行政機構が作られていくわけですが、そのドイツ側の行政体へ企業財産の管理が移されま

す。ちよつと話はずれますが、ちょうど同時期に一九四六年四月十日の管理理事会法(K.R.G.)二二号がでます。これはワイマール時代の経営評議会(Betriebsrat)制度の復活を定めた法律

であります。この経営評議会なるものがやはり東西ドイツにおいてそれぞれの機能を発揮しながら今日までできているように思いますが、それぞれにおいてその機能は非常に違っている、異質なものであるといえるように思います。ともかくこの時のKRGで経営評議会の制度が復活させられるわけでありまして、東ドイツでは今見ております国有化過程でこの経営評議会のかつての経験というものが、つまりワイマル時代に作られて労働者代表がその企業の経営に参画したという経験が大いに生かされたというふうにいわれております。

そして六月と七月にザクセンとチューリンゲンに於ける人民投票が行なわれます。この二つの州が主要な工業を持った州であったわけですが、それ以外のラントでどうだったのか、これは実は私にはまだよくわからない点でありまして、普通はザクセンとチューリンゲンの人民投票の話しか出てこないのです。ともかくこの人民投票でこれらの財産をどうするか、その処置に関する国民の意志を問うという、一種のカンパニアが行なわれます。これは国有化と言ってもよいかと思いますが、ドイツ語では Volkseigentum という言葉でして、私は人民所有という訳語をあてているのですが、この人民所有化が決定されたわけでありまして、人民所有の企業体の事をVEB (Vollseiger Betrieb) といいます。この措置で九二八一の経営体が、VEB

ドイツ民主共和国における法制度の生成と発展

B化されたということになっていきます。参考までに一九七〇年における新しい数を表にして示しておきたいと思えます。

工業生産部門における所有形態の比率

	経営体の数	工業生産高 (百万マルク)	従業員数 (千人)
社会主義的所有経営	2,748	134,775	2,391
(そのうちVEB)	(2,437)	(125,641)	(2,322)
国家参与の私有経営	5,632	14,565	353
純粋の私有経営	3,184	2,055	73
総計	11,564	151,396	2,817

(注(1)所掲の統計集の1971年版による)

経営の数では私的所有経営の数はなかなか多い。非常に多いという感じを受けられると思います。しかし、生産量ではなん

と言つても少なく、比率はだいたい一割強になるかと思ひます。一割強の生産を行なつてゐる中小企業の私的経営が残つてゐるということです。この比率はずっとほとんど変化を見せず今日までいたつております。この点などは非常に注目されるところであります。DDRにおいてこれらの私的経営、規模は小さい私的所有の経営がどういふ扱いを受けていくかということは、重要な研究課題かと思ひます。

一九四八年二月にドイツ経済委員会というものが設置されます。これが初めての戦後の東ドイツに於ける中央行政機関として最も形の整つたものであります。これが後の政府になつていくわけであります。関連しまして労働法の関係を簡單にながめたいと思ひますが、戦後先ほど申しました経営評議会の活動が開始されます。ワイマル時代の伝統の上に立つてといわれるわけであります。先程の一九四六年のKRG法はそのいわば確認にすぎないといふふうに東ドイツではいわれております。その経営評議会が労働組合と一緒になつて、いわゆるArbeitskontrolle「労働者管理」といふしょうか、企業労働者の手で動かして行くことが行なわれます。また、もちろん労働者の生活条件を各方面において保障していくということが行なわれるわけであります。

法律としては、一九五〇年に労働法が制定されますが、その

他数多くの法規が制定されていたものを整理統合して、一九六一年四月十二日に労働法典(Arbeitsgesetzbuch)の制定を見るわけであります。これについては労働法の関係の方の御紹介が幾つかあると思ひます。<sup>(12)</sup>一九六八年に週五日制の採用が行なわれます。企業の大部分において週五日制が現在ではとられております。しかし大学とか研究所のような研究機関は別でありまして、土曜日は休めないという話でありましたが、一般的には週五日制が三年前からとられているわけであります。

## 七 家族改革

七の家族改革にまゐります。一九四六年二月二〇日の管理理事會法十六号は、ナチスの手によつて制定された家族関係法の廃止を定めたものであります。一九五〇年の九月二七日にDDRでは「母と子の保護、婦人の権利に関する法律」というものが制定されます。その内容は徹底的な男女同権といひます<sup>(13)</sup>が、現在一ツ橋大学の川井君が前に論文を書いておられますが、ここでは東ドイツの場合には「事実的男女同権」だといふふうに言われておりますが、徹底的に事実の面で男女の同権を実現しようという考え方にたつた法律がまず制定されます。その後経過は省略しまして、一九六五年一月二〇日に家族法典(Familiengesetzbuch)が制定されるわけであります。この

家族法典についてはこちらの黒木教授の翻訳が出されております。<sup>(14)</sup> 簡単にいって社会主義における家族の位置づけとその理想像を描いているという感じの強い、そして家族というものに非常に積極的な意味づけを与えているという印象の強い内容といつてよいかと思えます。

なお、ついでに民法典そのものはどうなっているか、について触れておきますと、DDRにおきましても一九〇〇年一月一日に施行されました民法典、いわゆるBGBですが、これが現在でも効力を維持しております。第四編の家族は新しい家族法典により、それ以前からもかなり効力を失った規定がありましたが、この家族法典により全面的に失効いたします。第五編の相続に関してはこの家族法典で若干の手直しがなされるという程度で、将来の市民法典の制定待ちという形になっているわけであります。そして、現在は民法全体について新しい市民法典(ZGB: Zivilgesetzbuch)の制定待ちという状況にございます。一九六三年に立法方針が決定されて、政府の中に審議機関がつくられているわけですが、それ以後いろいろの経過報告や論文などが断片的にはみられますが、まだ一向に草案も発表される気配がなく、今日にいたっているというのが市民法典の状況であります。この問題には社会主義社会における市民法のあり方、これがさらに法体系論にまで関連を持つてくるわけであ

りますが、そういうむずかしい問題がからみましてじつに厄介な問題といつてよいものであります。ざつと十数年の曲折がありまして今だに実現を見ておりません。ただ昨年(一九七〇年)私は事情を聞く機会がありまして、一向に話を聞かないがあの作業はやめたのかといったら、とんでもない最終段階で一生懸命やっていると。ところで、一九七三年には実現する、七二・七二年には草案を発表し、それに基づく国民討議があつて、その上で七三年には実現するという話は聞きました。要するに結論の出ていない問題で、現在ではその途中における曲折しかわからない段階でございます。<sup>(15)</sup>

## 八 司法改革

最後に司法制度の改革について、触れたいと思います。一九四五年九月四日のS.M.A.D命令はナチ党員およびヒトラー体制下の裁判官の追放を定めております。もちろんこの時にはもうすでにそういった裁判官たちは実際には活動していない、活動できていない、しようにもできない状態にあつたわけですが、このS.M.A.D命令が言わば決定打のようになつたといつてよいかと思えます。これに遅れて一〇月三〇日に管理理事會法の四号というものであります。これは、追放を定めると同時に旧法に基づいての取りあえずの裁判制度の再組織、そ

の中には伝統的な参審員 (Schöffe) 制度の復活も含まれることになりませんが、<sup>(17)</sup> そういった内容をもっております。それで取りあえず戦後の裁判制度が発足するわけです。一九四九年二月八日に憲法制定に伴う、最高裁 (Oberstes Gericht) の設置が設置法により定められます。最高検察庁についても同じくであります。ついで一九五二年一月二日の裁判所構成法において初めて昔の裁判所構成法の廃止、要するに全面改正が行なわれまして、新しい裁判所機構が定められるわけでありまして。一九五九年一月一日の裁判所構成法改正で裁判官、参審員だけでなく裁判官自体の選挙制度、これは直接選挙ではなくて各級の地方議会が選出するわけですが、そういう制度がとられません。

一九六三年四月四日に司法に関する国家評議会の評議会令 (Erlaas) が出されますが、これが非常に重要な意味を持つものだと思います。裁判に対する国民参加というものを、極めて大胆にうち出したものであります。それに基づき裁判所構成法も全面改正されるという経過をたどります。たとえば、資本主義国では少し想像のむづかしい制度ということになるかと思いますが、企業体の中に Konfliktkommission (紛争委員会) が置かれました、その企業体の中に生じた法律上の問題についてはその委員会が処理する。裁判官は加わりません。企業体の

メンバーで選出された委員がやるわけですが。こういう制度が一九五三年以後作られてだんだん発展してきたわけです。一九六三年にこれに似たものなのですが、こんどは居住地域ごとにたとえばある団地がありますとその団地に Schiedskommission (仲裁委員会) が作られて、その居住地域の中で起きたこと、た等はこの委員会が処理するということになりました。要するに裁判所の手を煩わさないで国民自身の手で解決するという、国民参加による司法というものの最も徹底した形態が模索されます。これは、右の評議会令に基づいて新設されるわけでありまして。この二種類の、専門裁判官が加わらないで、しかも司法機関という性格を持ったものが現在存在するわけでありまして、これが一九六八年の憲法によりまして、社会裁判所あるいは社会的裁判所 (Gesellschaftliches Gericht) という名称を与えられることになる訳であります。それまでは委員会という名称ですが、憲法では裁判所として司法機構の規定の中に位置づけられます。ただし実際上の呼び名は紛争委員会とか仲裁委員会というふうに変らないようであります。しかし、これらの委員会のメンバーになっている人達の意識には、かなりの影響を与えているように思います。そういう人達の話を書く機会を持ったことがあるのですが、この憲法で自分たちは裁判所 (Gericht) の裁判官 (Richter) ということになったのだとその人たちが

言っておりました。一九六八年には「社会裁判所に関する法律」の制定もみております。

これで大変複雑な概観、自分が多少調べたことのある範囲に限定しての概観を終わりたいと思います。

## 九 比較のための視点

最後にこのようにDDRの法律制度を調べていながら、日本や西ドイツとの比較にあたってはこういう点が大事ではないかと感じたことを提示いたしまして、みなさんの御討議の素材としたいと思えます。

まず第一点は、それぞれにおける戦後改革の比較ということが、不可欠の重要性を持っているのではないかということであり、日本でも戦後三大改革とか五大改革、あるいはそれ以上の数をいわれる方もあるかと思いますが、各種の改革が行なわれます。私が今日取り上げて述べました問題もたまたま私自身の関心によって規定されて、ちょうど日本での戦後改革に数えられる問題に関連する問題ばかりであった訳ですが、例えば土地改革を取り上げても、先程申しましたように、東の場合は徹底的です。西ドイツの場合是一口に言えば徹底的な土地改革であります。そして日本はちょうどその中間という感じを持つわけであります。そういう感じだけのとらえ方ではもちろ

ん不正確であり不充分でありましょうが、ほかのそれぞれの改革につきましても同じような比較が私は可能だと思います。可能であるだけでなくてそういう比較をしなければならぬ。これはそれぞれの戦後の歩みの出発点でありますから、そういう意味でこういう比較はどうしても必要であるように思います。その際改革の目標と改革の担い手という両要素に着目する事が大切であるように思います。改革の目標はDDRの場合でいいますとポツダム協定の、最初に申しました二本の柱というものがあるわけですが、日本ないし西ドイツの場合にはそう簡単には割りきれない。とくに日本の場合には占領政策の転換などからむ事柄かと思いますが、どういう目標において戦後改革が行なわれたのかということが問題ですし、それから、その改革の担い手となったものが誰であるかということが非常に重要であるように思います。ドイツでは「直接占領」で日本では「間接占領」ということがいわれるのですが、私はその形式にむしろ反して、実質的には日本では諸改革のイニシアティブはアメリカがとっていた、むしろアメリカのいうままという感じであったのに対して、ドイツの場合には、この点は東西同じだと思っております。直接占領でありながら、ドイツ人自身のイニシアティブのウェイトがかなり大きかったように思うわけです。もちろん、東と西ではそのこの意味も変わってくるとは思いま

すが、東について途中で簡単に触れましたが、やはりドイツ人自身が持っていた改革プランというものが、かなり重要な意味を持っていたように思います。直接占領、間接占領という形にだけとられるわけにはいかないように思ひまして、実質上の担い手という着眼が非常に重要であるように思うわけです。

二番目にこれらの改革の結果生まれた社会体制の違いというのは、それぞれの法制度を根本的に規定しているものでありますから、この点の認識ということが不可欠であることはいまでもないと思います。今日申しあげましたような非常に複雑な検討に基づいて考えただけでも、そのことは確信をもっていることであるように思います。この点をゆるがせにしたのではとても法制度の比較というものは、正確にはできないように思うわけであります。この点はいかにも、社会体制が違うのだからということだけで簡単に済むものではない、非常にむずかしい問題を持っているように思います。これまで述べる機会がなかったところで簡単に補足して申しますと、この点に関しては、その社会における法の役割というものがそれ自体についての認識が異なっているということまでを考慮に入れなければいけないというふうに思うわけです。このDDRの発展過程の中で一つの特徴といえると思ひますが、法というものに積極的な機能ないしは意義が期待され、付与されているということが

いえると思ひます。その意味で重要なのは、今から考えると、一九五八年のパーベルスベルクにおける、国家学・法学会議でありまして、この会議にはとくにウルブリヒト自身が出席しまして、主報告を行ないます。そこではこれまで法律家が既成の觀念にとらわれて、法を非常に硬直した生硬なものとしてとらえている。またそれでいいというふうに考えてきたということ強く批判いたします。もっと法の積極的役割を研究しなければならぬということを指摘するわけであります。その後の経過をみておきますと、このウルブリヒトが指摘した方向において、法が機能させられ、発展させられてきているように私には感じられます。そもそも革命から社会主義建設、さらに共産主義へとという過渡期において、国家および法がどのような役割を果たすかということは、一つの大きな問題だと思ひます。DDRで現在とらわれているような考え方が正しいかどうかということについて、結論は早急には出せないと思ひますが、ここでいいたいと思ひましたのは、要するに、法というものが持つ意味、その社会において持つ意味というところまで含めた社会体制の相違ということを、正確にとらえながら比較は行なわれなければならないということ、そして、これはそう簡単な仕事ではないということだったわけであります。

最後に以上の二点を前提とした上で、個別の制度の比較検討

は可能であり又有意義であると考えます。但し第一点と第二点を前提とするということになりますと、この個別的比較という作業はじつははなはだ困難なものであることを覚悟しなければならぬわけでありませう。昨年（一九七〇年）の秋に比較法学会で婚外子と生存配偶者の相続についての比較研究が行なわれました、私はDDRを受けもったのですが、私にとってどうも物足りないものが残ったわけですが、これは、私自身のいま申しました第一点と第二点の問題に関する研究に欠けるところがあるからなんだろうというふうにいるわけでありませう。

私に要求されました報告は最後に九として述べました三つの点をふまえた上で東西ドイツ法を比較するというものであったと思うのですが、結局その入口のところまでたどりついたという所で終る大変粗雑な報告を申し上げたわけでありまして、申し訳なかつたと思存じます。ご意見やご批判をいただけたらと思存じます。

(1) DDRに関する公式統計を知るための資料としては、毎年発行される Statistisches Jahrbuch der DDR (Staatsverlag) が参考になる。

(2) 清水「エドウィン・ヘルンレ——農民解放のための生涯」、『東京都立大学法学会雑誌』第六巻第一号を参照。

(3) 経済発展にかぎらず、DDRの成立発展に関して現在も

ドイツ民主共和国における法制度の生成と発展

とも包括的な研究書である上林貞治郎編『ドイツ社会主義の成立過程』（一九六九年）、同『ドイツ社会主義の発展過程』（一九六九年）が参考になる。

(4) 翻訳としては、稲子恒夫訳『人民民主主義諸国の憲法』所収、覚道豊治訳（大石義雄編『世界各国の憲法典』所収）がある。

(5) 翻訳としては、社会主義法研究会訳『ドイツ民主共和国憲法』（民主ドイツ叢書1）、日本ドイツ民主共和国友好協会発行、註釈書としては、Verfassung der DDR, Dokumente/Kommentar, 1969, Staatsverlag がある。

(6) 清水「東ドイツの土地改革」、『東京都立大学法学会雑誌』第三巻第一、二合併号、参照。

(7) 清水「農民の勤労的土地所有」上、中、東京都立大学法学会雑誌第四巻第一号、第二号、参照。

(8) 清水「ドイツの分割と二つの土地改革」、『世界』一九六一年二月号所収）はそのための一つの試みである。

(9) 『比較法研究』第二九号所収のシンポジウム「農地所有と相続」参照。

(10) 山田晟「東ドイツのホルホーズについて」、『法学協会雑誌』第七六巻第五号参照。なお、DDRにおける農業集団化についての私としての研究をまとめたかと思存しているが、

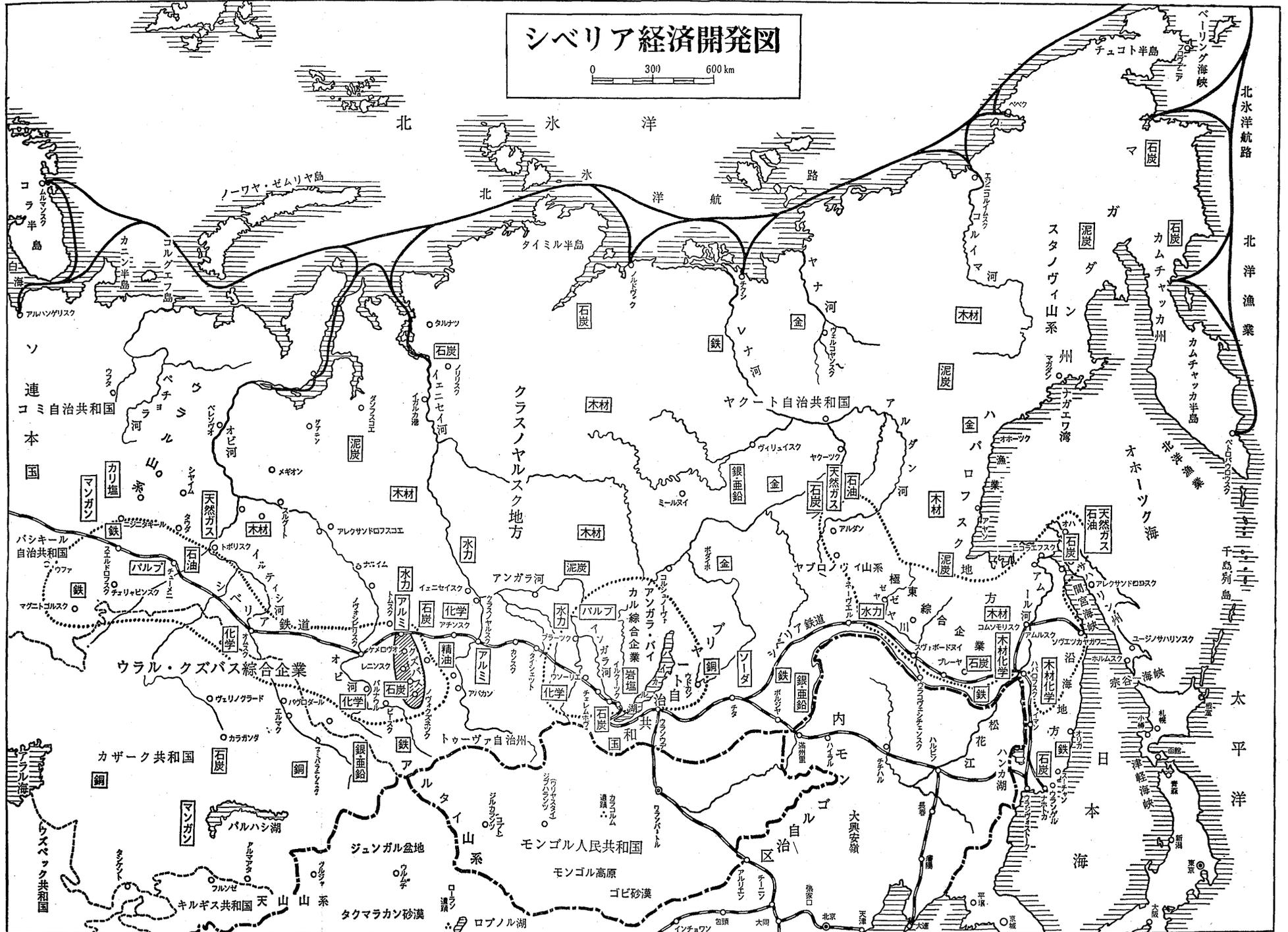
まだ果していない。さしあたり、文献を紹介したものと  
して、清水「東ドイツの農業法」『比較法研究』第二四号を  
参照されたい。

「ドイツ民主共和国における参審制(一)」、『季刊現代法』  
第六号、を参照。

- (11) たとえば、一九六五年の「社会主義経済における契約シ  
ステムに関する法律」の最近における注釈書には、Kon-  
mentar zum Kooperationsrecht, 1970とこう表題が付せ  
られている。
- (12) 労働法典の紹介としては、浅井清信「東ドイツの新労働  
法典」、『季刊労働法』第四三号、宮島尚史「東ドイツの労  
働契約・経営内協約・基本協約」『季刊労働法』第四四号  
などがある。
- (13) 川井健「東ドイツにおける男女同権論の対立について」  
『法学協会雑誌』第七三卷第六号、第七四卷第一号。  
『経論集〔法律篇〕』第五五号。
- (14) 黒木三郎訳「ドイツ民主共和国国家族法典」『愛知大学法  
経論集〔法律篇〕』第五五号。
- (15) 福島正夫「最近の社会主義国民法」『比較法学』第五卷  
第一、二合併号、清水「ドイツ民主共和国の市民法典」『概  
観ドイツ法』所収を参照。
- (16) 清水「ドイツ民主共和国の相続法」『比較法研究』三二  
号。
- (17) DDRにおける参審制度の沿革については、田村武夫

# シベリア経済開発図

0 300 600 km



(平竹作成)